



平成 26 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取 引 所 東証一部(6594)
NYSE (NJ)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 3 3 8
問合せ先 取締役専務執行役員 CFO 吉松 加雄
電 話 (075) 935-6230

株式分割、定款一部変更及び自己株式取得に係る事項の一部変更について

当社は平成 26 年 3 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割、定款一部変更及び平成 26 年 1 月 22 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式取得に係る事項の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数	145,075,080 株
②今回の分割により増加する株式数	145,075,080 株
③株式分割後の発行済株式総数	290,150,160 株
④株式分割後の発行可能株式総数	960,000,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成 26 年 3 月 14 日（金）
②基準日	平成 26 年 3 月 31 日（月）
③効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火）

3. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

本提案の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億8,000万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9億6,000万株</u> とする。

(3) 日程

定款一部変更の効力発生日 平成26年4月1日

4. 自己株式取得に係る事項の一部変更について

(1) 変更の理由

平成26年3月31日を基準日とする株式分割に伴い、「取得し得る株式の総数」を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
取得し得る株式の総数 <u>200万株</u> （上限）	取得し得る株式の総数 <u>400万株</u> （上限）

（ご参考）

平成26年1月22日取締役会において決議された自己株式取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 200万株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.45%）
- (3) 株式の取得価額の総額 240億円（上限）
- (4) 取得する期間 平成26年1月27日～平成27年1月26日

5. その他

(1) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当

平成26年3月期の配当予想に関しては、平成26年1月22日に発表のとおり、1株当たり期末配当金55円00銭を予定しております。株式分割に伴う変更はありません。

(3) 米国預託証券（ADR）の基準日及び効力発生日

原株の分割に伴う ADR 分割の基準日は平成 26 年 3 月 28 日、効力発生日は平成 26 年 4 月 8 日（いずれも米国東部時間）となります。なお、ADR 対原株の比率に変更はありません。

(4) 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

i) 転換価額の調整

銘柄：2015 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

調整前転換価額：10,626 円

調整後転換価額：5,313 円

ii) 適用日

平成 26 年 4 月 1 日以降

iii) 修正事由

平成 26 年 3 月 8 日開催の取締役会において決議された株式分割の効力が平成 26 年 4 月 1 日に発生するため、上記 2015 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行要項の規定に従い、転換価額の調整を行うものです。

以上